

←SLGのカレンター

4/ 1火 赤口	■心配ごと相談（行政・人権相談も含む） 午後1時～4時 中之島村公民館 〔春の火災予防運動・～7日〕 〔地価公示普及月間・～30日〕〔河川美化月間・～30日〕	11金 大安	〔メートル法公布記念日〕
2水 先勝	■ボリオ生ワクチン 対象者 昭和60年1月～12月生まれの乳幼児・未実施の乳幼児 受付時間 午後2時～2時30分 会場 中之島村公民館	12土 赤口	〔金融機関休業日〕〔世界宇宙飛行の日〕
3木 友引	■停電 午前9時～正午 中条の約半分（中条中・東・宮村） ■I期・第1回三種混合 対象者 昭和58年7月～12月生まれの幼児・4歳までの未実施幼児 受付時間 午後2時～2時30分 会場 中之島村公民館	13日 先勝	④富田医院(☎66-2226) ⑤金井医院(☎62-0116)
4金 先負		14月 友引	〔科学技術週間・～21日〕
5土 仏滅	■村内小・中学校入学式 〔・上通小・北中…午前10時・信条小…午前10時30分〕 〔・中之島中…午後1時30分〕	15火 先負	■心配ごと相談（行政・人権相談も含む） 午後1時～4時 中之島村公民館
6日 大安	④堀医院(☎66-2133) ⑤佐々木医院(☎62-2357) 〔春の全国交通安全運動・～15日〕	16水 仏滅	
7月 赤口	■村内保育所入所式 午前9時30分 ■中之島中央小入学式 午後2時 〔世界保健デー〕	17木 大安	■停電 午前9時～正午 坪根の全部
8火 先勝	■心配ごと相談（行政・人権相談も含む） 午後1時～4時 中之島村公民館 ■ボリオ生ワクチン 対象者 4月2日に都合の悪かった人 受付時間 午後2時～2時30分 会場 中之島村公民館 〔花まつり〕	18金 赤口	〔発明の日〕
9水 先負	■1歳6ヶ月児検診 対象者 昭和59年7月～9月生まれ 受付時間 午前9時～9時30分 会場 中之島村公民館	19土 先勝	
10木 仏滅	■停電 午前9時～正午 灰島新田のはば全部・大口の一部 ■中之島村住宅建設緊急対策資金融資受付開始・～30日 〔交通安全家庭の日〕〔婦人週間・～16日〕	20日 友引	■新潟県知事選挙投票日 ④星野(弘)医院(☎62-0998) ⑤寺師医院(☎62-0137) 〔通信記念日〕〔郵便週間・～26日〕

◎マークは休日在宅当番の内科医 時間外でやむ得ない時は、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
◎マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむ得ない時は、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。

マークは行事

幼い日、春の野で、タンボポの花を摘んで遊んだり、白い綿毛を吹いてうらないをした思い出をお持ちの方も多いことでしょう。

タンボポは大きくて分けると、昔からあつた在来種と、明治時代に牧草と共に渡来し、北海道から広がったと言われるセイヨウタンボポとがあります。あなたが子供の時に遊んだタンボポはどうちがつたのでしょうか。

環境庁がさきごろ発表した『緑の国勢調査』（自然環境保全基礎調査）の結果によると、現在は、セイヨウタンボポのほうが多く、分布も沖縄まで広がっていることがわかりました。

この調査は、全国を一キロ四方の網目（メッシュ）に分けてボランティアの人たちが、その網目の中で、調査対象の生物を見たかどうかを報告してその結果をまとめたものです。調査メッシュ九万六千二百六のうち、在来タンボポが

タンポポ



見られたのは三万八千三百八十九、セイヨウタンポポは四万六千二百七十九でした。百年ほどの間にセイヨウタンポポがこんなに増えたのは、遠くまで一人旅をして繁殖でセイヨウタンポポの種子が軽く、しかも単為生殖（オシベ）とメシベのない生殖なので、遠くまで一人旅をして繁殖できるためだそうです。

見分け方はというと、在来タンポポは、花をざさえている緑苞片（ガクの部分）が上をむいているのに対し、セイヨウタンポポは下にそりかえています。

さて、春といえばタンポポと同時に春の小川の歌を連想します。四月は『河川美化月間』です。

川をよござないようになります。

廣報

昭和61年 3月 №151

なかのしま おしらせ版

●編集と発行／新潟県中之島村役場企画課 (☎0258-66-2270)



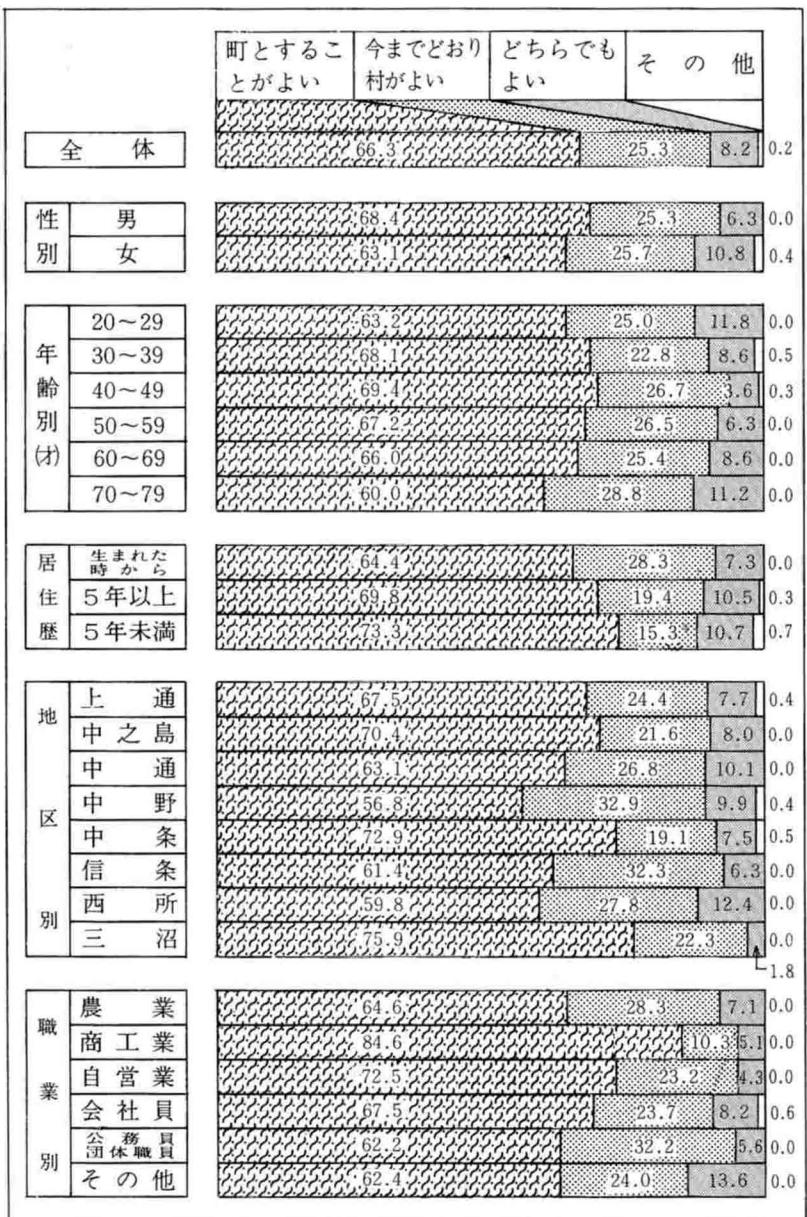
—おもな内容—

- ・住民意識調査結果から ②～⑦
 - ・(株)てんぐ屋村に100万円寄付 ⑦
 - ・1985年農業センサス報告 ⑧～⑨
 - ・住宅建設資金を融資します ⑩
 - ・新潟県知事選挙 ⑩
 - ・400cc採血が導入されます ⑫
 - ・5回以上の献血ありがとうございます ⑬
 - ・村史編さんこぼれ話 ⑯
 - ・くらしのカレンダー ⑯

三月は卒業式の月——村内の中学
校では、三月十四日に卒業式が挙行
され、両校合わせて一三四名の生徒
(中之島中学校七五名・中之島北中
学校五九名) が新たな希望に燃えて
学舎を立ちました。(写真は中之
島中学校卒業式の一コマ)
また、小学校は三月二十四日に卒
業式が挙行され、三カ校で一六〇名
が卒業、保育所も三月二十七日に修
了式が行われ、六保育所で一七九名
が卒園しました。

両中学校で
一二四名が巣立ち

表紙説明



して掲げました。

□問1

中之島村を町とすることについて伺います。

- 1、村を町とする「町制」を施行してイメージを一新し、産業の振興発展を図るべきであるとの声が聞かれるので、「町制」の施行など村民生活に密着した問題について広く村民の声を聞き、施策
- 2、対外的に、村よりも町の方が

- 接しやすい
- 3、将来の発展のためにも、村よりも町であつた方が有利であると思う
 - 4、昔からなじんでいて、この地にふさわしい
 - 5、中之島村という名前が好きだから

- ◎6、どちらでもよい
- 「村制」から「町制」への移行についてみると、「町とすることがよい」とする人が六六・三%と最も多く、「今までどおり村がよい」とする人が二五・三%、また、「どちらでもよい」とする人が八・二%となっている。「どちらでもよい」とする人の考え方

方を積極的に解すれば、町を望む声として聞きとれ、一方、消極的に解すれば現状維持とも受けとれる。属性別にみると、「町にすることがよい」とする人は、①性別では男の六八・四%、②年齢別では四十~四十九歳の六九・四%、③居住歴別では五年未満の七三・三%、④地区別では三沼地区の七五・九%、⑤職業別では商工業の八四・六%がそれぞれ最高を示している。

年齢別のうち、七十~七十九歳(六〇%)、二十一~二十九歳(六三・二%)の老若世代が平均を下まわっており、「どちらでもよい」とする意志表示を明確にしない若い世代が一~八%と最も多く、賛成者が平均を下まわることと合わせ注目される。

一方、新しい住民ほど町制施行を望んでおり、また、商工業者に強い町制への意向が示されている。なお、「町とすることがよい」とする理由は、全体では、①「将来の発展のためにも、村よりも町である方が有理であると思う」(五一・一%)が最も多く、②「村というイメージから脱皮したい」(八・六%)③「対外的に、村よりも町の方が接しやすい」(六・六%)の順となっており、一方、「今までどおり村がよい」とする人は、

調査の概要

〔調査の目的〕

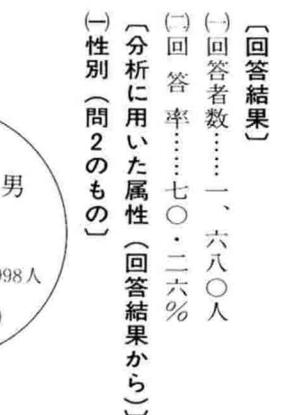
中之島村は、近年、北陸高速自動車道や国道長岡東バイパスの開通など高速交通体系の整備と相まって、宅地開発が急速に進み人口が増加し、都市化傾向が一段と強まっている。

このような現状のなかで、村民から村を町とする「町制」を施行してイメージを一新し、産業の振興発展を図るべきであるとの声が聞かれるので、「町制」の施行など村民生活に密着した問題について広く村民の声を聞き、施策

- (1) 調査地域……中之島村全域
(2) 調査対象……満二十歳以上満七十九歳までの住民で一世帯一人
(3) 対象者数……二、三九一人
(4) 抽出方法……年齢別に十歳毎に区分

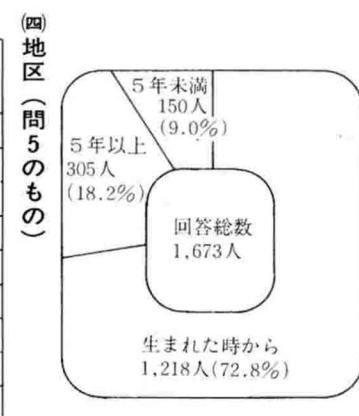
- (5) 調査時期……昭和六十年十一月十五日
(6) 調査法……郵送調査法

年 齢 層	回答者 数(人)	回答率 (%)
20~29	288	17.2
30~39	417	24.9
40~49	300	17.9
50~59	268	16.0
60~69	233	13.9
70~79	170	10.1
計	1,676	100.0



上空から見た中之島本村とインター付近

職 業	回答者 数(人)	回答率 (%)
農 業	594	35.6
商 工 業	39	2.3
自 営 業	138	8.3
会 社 員	535	32.1
公 団 体 職 員	90	5.4
そ の 他	271	16.3
計	1,667	100.0



〔居 住 歴(問4のもの)〕

不満度の最も高い「雑排水の処理」については、地区、年齢、職業等を問わずほぼ平均した率を示している。近年、生活関連様式の向上により、よりよい居住環境の改善を求める声として受け止められる。

また、「除雪状況」の不満度を年齢別でみると、年齢の低い層ほど不満を訴えている。このことは、通勤時における早朝除雪や積雪量の多い時期の集中内道路除雪に、不満が集中しているものと考えられる。

(2) 健康で豊かな福祉環境(設問番号11・16)

「医療施設」についてみると、やや不満が三六・六%と最も多く、続いて非常に不満が二六・〇%と、その不満

より計算した数字です。

- ・「満足度」＝非常に満足十やや満足
- ・「不満度」＝やや不満＋非常に不満

(1)住みよい生活環境（設問番号1・2・3・4・5・9・10・12・13）

住みよい生活環境に係る満足度の高い順では、①道路の整備（二七・六%）
②通勤・通学の利便（二二・三%）③公害防止（二一・一%）となっている
一方、不満度の高い順では、①雑排水の処理（六四・八%）②除雪状況（五〇・六%）③買物の利便（四五・六%）

号 14・15)

「集会所等の整備」については、満足度二三・五%で、不満度とほぼ同率を示している。また、普通と答えた人は、四八・七%となっている。

「社会教育、文化環境」については、普通と答えた人が五〇・一%と最も多く、続いてやや不満二六・八%、非常に不安九・九%となっている。

(5) 行政への関心（設問番号17および問題12のあなたは広報「なかのしま」を読みますか）



▲テレビ局が3月定例村議会（町制施行について）を取材したときの様子

度は六二・六%に達している。このことは、重い病気などは長岡市など村外の医療機関に依存せざるを得ないことや、身近な医療機関として的一般診療所の村内での不足によるものと思われる。

「老人などの福祉」については、満度が満足度を上まわっているものの、普通と答えた人は五八・五%と全体の半数を上まわっている。

(3) 人間性豊かな教育環境(設問番号6・7・8)

「子供の教育環境」および「保育所設置状況」については、ほぼ満足しているものの、「子供の遊び場」については六五・八%の不満度を示し、遊具

「行政サービス」についてみると、普通という回答が五〇・九%と最も多く、やや不満二四・四%，非常に不満一一・八%と続く状況から、やや不満という回答傾向となっている。従つて、窓口における住民の応待はじめ、行政の運営にあたつては、親しまれる。温かみのある、そして、思いやりのある役場となければならない。

一方、広報「なかのしま」の精読状況は、よく読むが五四・二%と半数を超えているが、半面さつと読むからほとんど読まないまでの、いわば無関心度は四二・七%となつてゐる。

項目に大別しました。なお、文中の「満足度」および「不満度」の%は、次に

各設問の関連性を考慮して、次の五
 ◇ 17、行政サービス
 ◇ 16、老人、母子家庭、心身障害者な
 ど¹³
 ◇ 15、社会教育、文化環境
 ◇ 14、集会所、公民館の整備状況
 ◇ 13、除雪状況

全体では、①「昔からなじんでいて、この地にふさわしい」（一六・一%）
②「中之島村という名前が好きだから」（九・二%）をその理由にあげている。
理由の選択を村で示したことにより、それぞれの回答者の考え方を適格に把握することは困難であるが、「町とすることがよい」とする人では、進みつづある都市化現象の中での意味では近代化を積極的に受け入れてイメージアップを図ることにより、将来の発展を期待する意向が伺えるのに対し、「今までどおり村がよい」とする人は、大きな変化を望まず、着実に村の発展を考えて行くといった現状維持の意向であるよう思われる。



長岡東バイパス入口付近の国道沿線

問
7

1	満足に非常
2	満や足や
3	ふつう
4	不や満や
5	不満に非常

あなたは日常生活を送るうえで、次の項目についてどの程度満足していますか。各設問に対する満足度を左の1～5の数字でお答えください。

1、道路の整備状況
2、日常交通の安全さ



1、道路の整備状況 2、日常交通の安全さ

- 12、防犯
- 11、診療所や病院などの医療施設
- 10、ごみ、し尿の収集状況
- 9、生活雑排水の処理
- 8、子供の遊び場の設置状況
- 7、保育所の設置状況
- 6、子供の教育環境
- 5、日常の買物の便利さ
- 4、通勤、通学の便利さ
- 3、騒音、振動、悪臭などの公害防止

13、除雪状況

14、集会所、公民館の整備状況

15、社会教育、文化環境

16、老人、母子家庭、心身障害者などの福祉

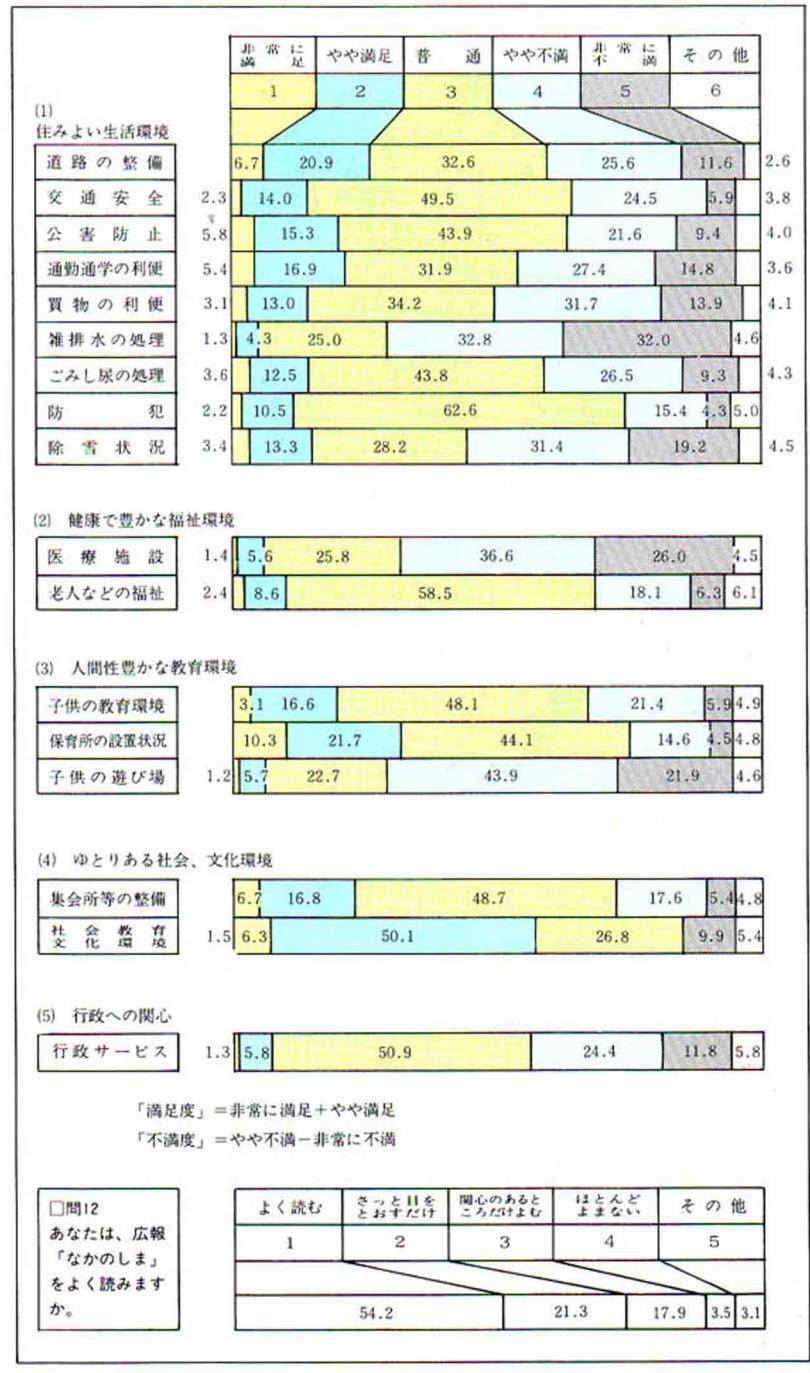
17、行政サービス

◇

◇

◇

各設問の関連性を考慮して、次の五項目に大別しました。なお、文中の「満足度」および「不満度」の%は、次に



	設問内容	回答率(%)	回答者数(人)
11、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害対策	中之島村をより住みやすくするため	10.6	12.1
10、健康づくりや病院、診療所の整備	に、あなたは今後どのようなところに特に力を入れてほしいと思いますか。次の中から三つまで選んでください。	13.1	4.6
9、下水道の整備やごみ、し尿などの衛生対策	5、幼稚教育、義務教育の充実	12.1	4.7
8、農業、商業、工業などの産業の育成、振興	6、スポーツ、趣味のサークル活動や研修、講座の充実	13.1	5.4
7、心身障害者、児童などの福祉	1、幹線道路、バスなどの交通網の整備	4.6	6.3
6、スキー場、温泉などの施設の充実	2、交通安全、防犯、除雪対策などの安全対策	4.7	7.6
5、農業、商業、工業などの産業の育成、振興	3、公園、緑地の整備	5.4	11.4
4、公園、緑地の整備	4、公園、緑地の整備	6.3	9.4
3、生活道路の整備	3、生活道路の整備	7.6	9.4
2、交通安全、防犯、除雪対策などの安全対策	2、交通安全、防犯、除雪対策などの安全対策	11.4	9.4
1、幹線道路、バスなどの交通網の整備	1、幹線道路、バスなどの交通網の整備	12.1	9.4
その他	その他	10.6	12.1
回答率(%)	回答率(%)	10.6	12.1
回答者数(人)	回答者数(人)	12.1	13.1

□問11 中之島村をより住みやすくするため、あなたは今後どのようなところに特に力を入れてほしいと思いますか。次の中から三つまで選んでください。



商店街(本村地内で)

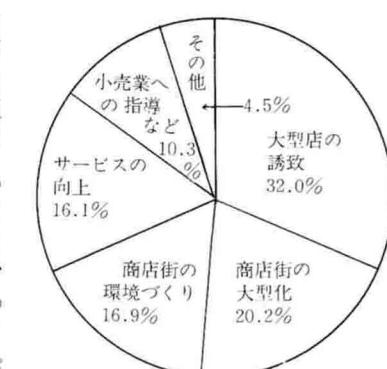
□問9 あなたは商業の振興について、今後どのようにしたらよいと思いますか。一つ選んでください。

1、商店街としての環境づくりをする

2、共同して商店街の大型化、集團化を図る

生活安定をはかる」が二七・二%と第一位を占め、次いで「生活環境を整備して魅力ある農村づくりに力を入れる」が一九・七%で第二位となっている。以下については、理由の選択肢を村で示したこともあり、全体的なばらつきがみられたが、このように農業の基本的方向を問う質問が上位を示したこと、現在、本村農業の転換期を迎えていることを象徴しているように思われる。

- 3、サービスの向上を図る
- 4、一般小売業に対する指導援助を強める
- 5、スーパーなどの大型店を誘致する



- 1、「大型店の誘致」(二〇・五%)③「小売業への指導」(一五・四%)④「サービスの向上」(七・七%)の順となるおり、「商店街の環境づくり」を第一にあげている。

「大型店の誘致」(二〇・五%)③「小売業への指導」(一五・四%)④「サービスの向上」(七・七%)の順となるおり、「商店街の環境づくり」を第一にあげている。

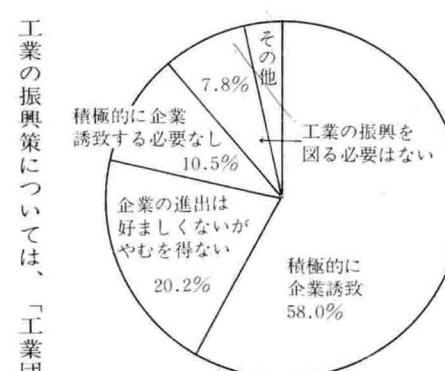
□問10 あなたは工業の振興について、今後どのようにしたらよいと思いますか。一つ選んでください。

1、工業団地を造成するなどして、企業を積極的に誘致する

2、企業の進出は好ましいが、積極的に誘致する必要はない

3、企業の進出は好ましくないが、村の発展のためにやむを得ない

4、特に工業の振興を図る必要はない



「大型店の誘致」(二〇・五%)③「小売業への指導」(一五・四%)④「サービスの向上」(七・七%)の順となるおり、「商店街の環境づくり」を第一にあげている。

地を造成するなどして、企業を積極的に誘致する」が五八%で第一位を占め、統いて「企業の進出は好ましくないが、村の発展のためにやむを得ない」が、二〇・二%と、消極的ながらも企業の進出を望んでおり、その賛成派は第一位と合わせると七八・二%を占めています。

最低を示した「特に工業の振興を図る必要はない」という意見を属性別にみると、年齢別では二十~二十九歳代(一四・九%)、居住歴別では五年未満(一七・三%)、地区別では上通地区(一一・二%)、職業別では公務員など(一一・一%)がいずれも上位を占めている。



宅地開発も進みました(本村地内で)

株てんぐ屋 村に100万円を寄付

灰島新田の株てんぐ屋(代表取締役久保田鉄雄さん)が、「この地で商売を始めてから、今年で10年目の節目に当たるため、村に何か恩返しをしたいと思っていましたところ、たまたま村ではこの秋に町制を施行されるとの話しを聞いたので、それらの一部に役立てていただければと思い寄付します」と、このほど現金100万円と10万円相当の商品券を、樋山村長に手渡されました。

また、信条信興会(代表齋藤弘さん)から、テレビ1台が信条保育所に寄贈されました。



皆様方の善意に、紙上より厚くお礼申し上げます。



▲現金100万円と10万円相当の商品券を樋山村長に手渡される株てんぐ屋の久保田鉄雄さん

□問11 今後の施策への注文では、「産業の育成」一三・一%、「生活環境整備」一二・一%、「防災対策」一一・四%、「健康管理」一〇・六%、「交通網の整備」九・四%、「地域づくり」七・六%、「道路整備」七・六%の順となつてている。属性別の中で、特に目立ったものを

掲げると、第一位の「産業の育成」では、商工業で一九・七%と他を上まわっている。居住歴五年未満では、「健康づくりや病院などの整備」一五・三%、「公園などの整備」一一・八%と要望が高い。また、年齢二十一~二十九歳代では、「防災対策」一三・一%、「交通網の整備」一一・〇%、「公園等の整備」九・三%、「研修、講座などの充実」八・九%などと、他の年齢層の平均をそれぞれ上まわっている。

案どおり可決されたので、今後は六月県議会での議決を経て、十月一日に県内では五十六番目の「町」として、町制を施行する予定で関連作業を進めています。

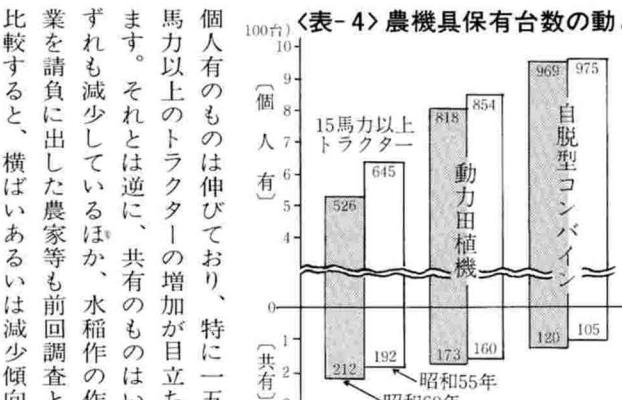




に從事した日数の多い人)は二十二人に減少して一、九八二人、更に基幹的農業従事者(ふだん自家農業に従事することを中心としている人)は三七・二%減少して一、〇八五人になりました。(表3参照)

これを農家一戸当たりで見ると、農業就業人口では一・五人(前回一・七人)、さらに基幹的農業従事者は〇・八人(前回一・二人)とついに一人を割り、第二種兼業農家の増加と関連して、「朝晩型農業」が一般化しつつあります。なお、基幹的農業従事者を年齢別に見ると、五〇~五五歳の間が一番多くなっています。

農業機械の保有台数の動きをみると、



個人有のものは伸びており、特に一五馬力以上のトラクターの増加が目立ちます。それとは逆に、共有のものはいい利用が難しくなったことや小規模農家

の廃業等が進んだものと思われます。

(表4・表5参照)

農作物の類別収穫面積の動き

農家人口は、前回より五・三%減少

(表4・表5参照)

の廃業等が進んだものと思われます。

(表4・表5参照)

農家人口は、前回より五・三%減少

ゴミ(可燃物)の
収集業務を休みます

4月13日(日)・14日(月)・15日(火)の3日間
ゴミ(可燃物)の収集を休ませていただきます。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

水分を含んだゴミ（特に台所からで
るゴミ）は燃えにくいので、水切りを
十分行ってから紙くず類と一緒に袋に
入れて出してください。なお、今まで
不燃物扱いしておりました食品容器
(例えは、マヨネーズ、バター、ケチ
ヤップ等)は燃えるゴミといたしまし
たので、お知らせします。



犬の登録と 狂犬病予防注射を実施します

▶ 実施日時および会場

期日	時間	会場
4月21日(月)	10:00~10:30	中条新田事務所
	11:00~11:30	中野西部集落開発センター
	12:40~13:40	役場前
	14:10~14:30	池之島公会堂

►手数料／一頭につき4,700円

▶ そのほか

(1) 当日は印鑑および愛犬手帳を持参
するとともに、犬を制御できる人
が連れて来てください。

(2)登録してある犬が死亡した場合は
保健衛生課に連絡ください。

◆ ◆
4月21日に都合の悪い人は、次により実施される会場で、必ず受けてください。

- ▶ 実施日／5月15日(木)
- ▶ 時 間／午後1時～2時
- ▶ 会 場／星金家畜医院(今町1丁目
☎66-2149)
- ▶ 手数料／一頭につき5,700円

「五回以上の献血者を表彰します」とお知らせしたところ、昭和六十年度は四十五名の方々から申請があり、大変喜んでおります。

献血も、皆さんのご理解とご協力により年々増えておりますが、またなしの病気や不時の災害、事故などで、まだまだ血液は不足しています。

“あなたに頼るしかない献血”に、今後とも一層のご理解とご協力をお願ひいたします。

中川 大矢 豊美 昭巳
 中川 伸一
 金子 伊丹 大崎 丹島 田中 島間 本藤 伊藤 小高 高野 高野 稲庭 鈴木
 子 丹 島 伸 一 正 文 雄 佳 子 マツコ 高 明 敦 史 詮 子 新 市 智 子 初 枝
 一 司 幸 幸 一 司 幸 一 司 幸 一 司 幸 一 司 幸 一 司 幸 一 司 幸 一 司 幸 一 司 幸 一 司 幸
 六回 七回 八回 五回 六回 五回 六回 五回 六回 五回 六回 五回 六回 五回
 一 猫 五 (中之島第六) (中之島第五) (中之島第二) (中之島第一)
 " 興 百 " " " " " " " " " " " " " "

伊藤利昭	金安玉樹	長谷川	羽賀ミイ	羽賀一行	羽賀美等	松井京子	若月松一	若月康夫	間島美智子	山崎清子	栗林一子	山崎利美	清水悦子	永吉忍	徳林ユキ
八回	五回	五回	五回	五回	五回	五回	五回	五回	五回	五回	五回	五回	五回	五回	五回
(赤小沼)	(大沼新田)	(六新田)	(中所)	(中西)	(西高山新田)	(下沼新田)	(真野代新田)	(中条第二)	(中条第一)	(中条第一)	(中条第一)	(中条第一)	(福原)	(順不同)	

五回以上の献血ありがとうございました

昭和61年3月31日 (12)

「人生八十年型社会」——わたしたちは今、かつて経験したことのない長寿時代を迎えてます。同時に、医療の進歩によつて、一昔前ならば、体力のない高齢者は受けられなかつた手術も、今では可能になりました。そのため今の献血制度では、すでに医療の血液を貯い得ない状況になつています。

そこで、血液の安定確保を目指し、四月一日から献血制度が生まれ変わることになりました。

今回の改正では、従来の「二〇〇cc採血」に加え、新たに「四〇〇cc採血」と血液中の特定成分だけを採血する「成分採血」が導入され、それに伴い採血基準も新たに設けられるなど、少し複雑になりましたが、それらの概要は次

①四〇〇cc 脾血 血漿成分採血の献血
および血小板成分採血の献血の対象者は、過去に二〇〇cc 献血を経験したことのある献血者とします。

②二回目以降の全血献血の場合、献血量二〇〇cc と四〇〇ccとのいずれかを選ぶかは、献血者の意志によるものとします。

□ 献血回数の取り扱い

表彰における献血回数は、二一〇〇cc 献血は従来どおり一回とし、四〇〇cc 献血回数はその倍の二回相当であり、成分献血はその三倍相当に換算して献血手帳に記載します。



400cc採血が 導入されます

▷ 4月1スタート 新しい献血制度

のとおりですので、ご理解いただき、
今後もご協力をお願いします。

今後もご協力をお願いします。ご理解いただけます。

新献血制度の概要

□新採血基準……下表のことおり

実施時期

①四〇〇cc採血……昭和六十一年四月一日より実施

②成分採血……昭和六十一年十月一日より実施予定

実施上の留意事項

- ①四〇〇cc献血、血漿成分採血の献血および血小板成分採血の献血の対象者は、過去に二〇〇cc献血を経験したことのある献血者とします。
- ②二回目以降の全血献血の場合、献血量二〇〇ccと四〇〇ccとのいずれかを選ぶかは、献血者の意志によるものとします。

献血回数の取り扱い

表彰における献血回数は、二〇〇cc献血は従来どおり一回とし、四〇〇cc献血はその倍の二回相当であり、成分献血はその三倍相当に換算して献血手帳に記載します。

[新採血基準]

採血の種類	200cc全血採血	400cc全血採血	血漿成分採血	血小板成分採血
1回採血量	200cc	400cc	400cc	400cc以内
年齢	16歳～64歳	18歳～64歳	18歳～64歳	18歳～54歳
体重	男子 45kgをこえるもの 女子 40kgをこえるもの	男・女とも50kg以上	男・女とも50kg以上	男・女とも50kg以上
血液比重	1.052以上又は血色素量 12g/dl以上	1.053以上又は血色素量 12.5g/dl以上	1.052以上又は血色素量 12g/dl以上	1.053以上又は血色素量 12.5g/dl以上
血清蛋白質量	————	————	6.1g/dl以上	6.1g/dl以上
血小板数	————	————	————	15万/dl以上
採血間隔	1ヶ月以上	男子 3ヶ月以上 女子 4ヶ月以上	2週間以上	①1週間以上 ②4週間に4回実施したあとは次回までに4週間以上
年間実施回数	————	男子 3回以内 女子 2回以内	24回以内	12回以内
年間総採血量	400cc全血採血と合せ 男子 1,200cc以内 女子 800cc以内	200cc全血採血と合せ 男子 1,200cc以内 女子 800cc以内	————	————

(1) 次の者からは採血しない

- ①妊娠していると認められる者、又は過去6ヶ月以内に妊娠していたと認められる者
- ②最高血圧が100mm(水銀圧)以下の者
- ③採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患に罹って居ると認められる者
- ④有熱者その他健康状態が不良であると認められる者
- (2) 全血採血後、成分採血までの間隔については、全血200cc採血後2ヶ月以上、全血400cc採血後男3ヶ月以上、女4ヶ月以上とする
- (3) 成分採血後、全血採血までの間隔については、2週間以上とする

共通事項

怖いのは
「消したつもり」と
「消えたはず」

春の火災予防運動

4月1日(火)→4月7日(月)

4月1日から7日までの1週間、県下に「春の火災予防運動」が実施されます。

毎年、春先から梅雨入り前までは、空気が非常に乾燥し、風の強い日が多く、火災が発生した場合は大火になる危険性がありますので、火気の取り扱いには細心の注意を払うとともに、火災予防に心がけましょう。

枯草・野焼きなどは届出が必要です

枯草・野焼き・家屋解体等による建材の焼却・催しによる煙火の打ち上げ・サイの神などの行為を実施する場合には、事前に消防署または役場への届出が必要です。(条例で定められています)

更に、これらの実施にあたっては、必ず見張人をつけ、消火用具を整えてから行ってください。

国民年金の定額保険料は、今年の4月から一ヶ月につき七、一〇〇円に改められます。

国民年金制度は、老齢や障害などにより働けなくなつたときに、年金によって生活を保障することを目的としています。

いつの時代にあっても、年金の価値を社会情勢に応じた水準に保つていかなければなりません。

国民年金制度は、老齢や障害などにより働けなくなつたときに、年金によって生活を保障することを目的としています。

また、人口の高齢化が進む中で年金受給者が増え、年金の支払いに要する費用が年々増えています。このようなことから、国民年金の財源をまかなつて、年金の支給が必要になります。

年金制度は、老齢世代を若い現役世代が支える、そして次の世代へと順々にバトンタッチしていく、相互の助け合いの仕組みがとられています。

四月から保険料が月七、一〇〇円に納付方法が毎月納付に変更されます

年金コーナー

特別障害者手当制度が創設されます

◆特別障害者手当

(1) 支給対象／二十歳以上であつて、日常生活に常時特別の介護を要する程度の在宅の重度障害者

(2) 手当額／月額二万八百円

(3) 支払額／二月、五月、八月および十一月の四期にそれぞれの前月分までを支払います。

(4) 施行期日／昭和六十一年四月一日

◆障害児福祉手当

二十歳未満の障害児には従来同様の手当が支給されます。なお、支払い月は特別障害者手当と同期月です。

詳しくは、住民福祉課または南蒲原社会福祉事務所(☎〇二五六六一三六一二二三一)へお問い合わせください。

交通安全マスコットのデザインを募集中

交通事故防止の広報活動をより一層推進するため、親しみが持て、広く県民から愛される新潟県交通安全マスコットのデザインを、次により募集しています。

〔作品の内容〕

新潟県を象徴するマスコットとして、子供達などから親しまれ、交通安全運動に広く活用できる独創性に富んだ自作未発表のデザインとします。

〔応募方法〕

B4判の白ケント紙(官製はがきでも可)に5色以内で表現し、裏面に住所、氏名、年齢、職業(学校名、学年)、電話番号を記入のうえ、図案の説明および配色の理由を簡単に付記してください。

〔締切日〕 昭和61年4月30日(木)

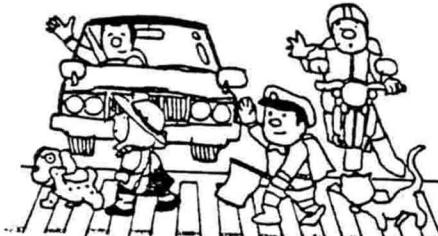
〔送り先(問い合わせ先)〕

〒940 新潟市新光町4番地1

新潟県企画調整部交通対策課
(☎0252-855-5511)

春の全国交通安全運動

4月6日(日)→4月15日(火)



「春の交通安全運動」が行われます。

一、シートベルト・ヘルメット着用の徹底

二、新入学(園)児を中心とした子供の交通事故防止

三、二輪車の無謀運転の追放

四、高齢者の事故防止

新入学(園)を待ちにしていた子供達が、胸を彈ませて学校、幼稚園、保育園、街へと出ていきます。

交通事故から守つてやりましょう。

子供達が、新しい交通環境に入つた子供達を

ヘルメットの着用を実践しましょう。

新入学(園)を心待ちにしていた

子供達が、胸を彈ませて学校、幼稚園、保育園、街へと出ていきます。

新しい交通環境に入つた子供達を

ヘルメットの着用を実践しましょう。

新入学(園)を心待ちにしていた

子供達が、胸を弾ませて学校、幼稚園、保育園、街へと出ていきます。

新しい交通環境に入つた子供達を

ヘルメットの着用を実践しましょう。

確定申告が間違つていたときは

確定申告書を提出した後で、計算違

いなど申告内容に間違いがあることに

気付いたり、うつかりして確定申告書の提出を忘れている方はいませんか。

もう一度確認をしてください。

△税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を

多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額

に訂正することができます。

更正の請求ができる期間は、申告期

限から一年以内となっていますので、

昭和六十年分の所得税の確定申告につ

いては、昭和六十二年三月十五日まで

となります。

更正の請求が出されると、税務署で

はその内容を検討して、正当と認められ

たときは、納め過ぎの税金を還付し

ます。

△税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を

少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額

に修正してください。

修正申告は、税務署から更正を受け

るまではいつでもできますが、なるべく早く申告されるようお勧めします。

詳しくは、住民福祉課国民年金係におたずねください。

また、この改定に伴い、加入者の皆さんが少しでも納付しやすいう

老後の柱となる国民年金制度を今後も健全に運営していくため、保険料の引き上げについて、ご理解をお願

いします。

また、この改定に伴い、加入者の皆さんが少しでも納付しやすいう

老後の柱となる国民年金制度を今後も健全に運営していくため、保険料の引き上げについて、ご協力をお願

いします。

また、この改定に伴い、加入者の皆さんが少しでも納付しやすいう

老後の柱となる国民年金制度を今後も健全に運営していくため、保険料の引き上げについて、ご協力をお願

いします。

また、この改定に伴い、加入者の皆さんが少しでも納付しやすいう

老後の柱となる国民年金制度を今後も健全に運営していくため、保険料の引き上げについて、ご協力をお願

いします。

また、この改定に伴い、加入者の皆さんが少しでも納付しやすいう

老後の柱となる国民年金制度を今後も健全に運営していくため、保険料の引き上げについて、ご協力をお願

いします。

それは、税務署の調査を受けた後で修

正申告をしたり、更正を受けたりする

と、新たに納めることになった税額のほかに過少申告加算税がかかりますが、

税務署の調査を受ける前に自主的に修

正申告をしたときには、過少申告加算

税はからないからです。

△確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、ただに確定申告をしてください。

確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といい、税務署から決定を受けるまでいつでもできます。

確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といって、税務署から決定を受ける前に自動的に期限後申告をし

たときは、無申告加算税は軽減されることがあります。それは、税務署の調査を

受けたりすると、それによつて納めることになつた税額のほかに、無申告

加算税がかかりますが、税務署の調査を受ける前に自動的に期限後申告をし

たときは、無申告加算税は軽減されることがあります。

申告書の提出を忘れているときは、ただに確定申告をしてください。

確定申告期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といって、税務署から決定を受ける前に自動的に期限後申告をし

たときは、無申告加算税は軽減されることがあります。

詳しく述べ、役場税務課または最寄りの税務署へおたずねください。

水に恵まれた蒲原地方は、それは裏腹に、毎年のように水に悩まされるということも必須であった。このため、大河津分水工事は、中之島村にとっても多年の懸案であった。

しかし、それは当時、東洋一と言われる程の大工事であつただけに、そ村にとつても多年の懸案であつた。

今回は、大河津分水工事着工までの様子を『中条風土誌』から抜き書きして紹介したいと思う。

——明治四年に新潟港の修築が建議され、政府の要請で工師アル・ヘンリ・プランタンの一行が来県して測量調査した結果、信濃川の水位を保つためには、大河津分水は廃止した方がよろしい」と具申しました。……明治六年、政府が派遣したオランダ人リンドウも同じような分水不可論で、分水工事の雲行きはあやしくなってきました。その頃は世情不安定な時期であり、政府に反感を持つ徒輩が農民を煽動して暴動を起こし、「分水工事中止」と叫びながら渡辺村で人夫小

水に恵まれた蒲原地方は、それは裏腹に、毎年のように水に悩まされるということも必須であった。このため、大河津分水工事は、中之島村にとっても多年の懸案であった。

しかし、それは当時、東洋一と言われる程の大工事であつただけに、そ村にとつても多年の懸案であつた。

今回は、大河津分水工事着工までの様子を『中条風土誌』から抜き書きして紹介したいと思う。

——明治四年に新潟港の修築が建議され、政府の要請で工師アル・ヘンリ・プランタンの一行が来県して測量調査した結果、信濃川の水位を保つためには、大河津分水は廃止した方がよろしい」と具申しました。……明治六年、政府が派遣したオランダ人リン

ドウも同じような分水不可論で、分水工事の雲行きはあやしくなってきました。その頃は世情不安定な時期であり、政府に反感を持つ徒輩が農民を煽動して暴動を起こし、「分水工事中止」と叫びながら渡辺村で人夫小

人口の動き

2月28日現在

()は前月比	
人口	11,757人(+7)
男	5,752人(+3)
女	6,005人(+4)
世帯数	2,410戸(+2)

やだいま工事ゆ				
—入札結果から—				
場所	工事名	工事費	工事業者名	完成年月日
西野	道路維持修繕工事	180万円	丸寅建設㈱	S.61.3.30
六所	道路維持修繕工事	194万円	榎松井組	S.61.3.30

●第1・第3金曜日、第2日曜日
●午前10時~午後3時

職務上で死亡された商船の殉職船員（外航船舶運航事業、旅客船運航事業または内航船舶運航事業に船員として従事中、海難その他職務上の事故により死亡した船員）遺児のうち、生活困窮者に援護金が支給されますので、該當者は申請してください。

〔支給額〕

船員
員
遺
族
の
皆
さんへ

一人月額六、〇〇〇円を中学義務教育終了までの期間支給します。このほかに、小学校に入学したとき記念品として三〇、〇〇〇円を支給します。

※申請手続きの方法やこの事業の詳細については、助日本殉職員顕彰会（〒102 東京都千代田区麹町四一五 海事センタービル二階 ☎ 03-3123-4106六六二）にお問い合わせください。



労働保険料の申告・納付はお早めに 4月1日~5月15日

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、毎年事業主が年度初めに概算額で申告・納付し、次の年度で確定額を申告して精算する仕組みになっています。

昭和60年度の確定保険料と、昭和61年度の概算保険料の申告・納付は5月15日までですので、早めに手続きを済ませましょう。

なお、この事務を事務組合に委託している事業主は、事務組合が指定する日が期限となりますのでご注意ください。

◇ ◇

お問い合わせは、新潟県雇用保険課徵収係（☎ 0252-85-5511・内線2859）、新潟労働基準局労災補償課（☎ 0252-66-4162）または最寄りの労働基準監督署へ。

婦人講座の参加者募集中

豊かな教養と幅広い趣味を身につけて、婦人同士の「楽しいつどいの場」として、今年度も婦人講座を開設します。次により、参加者を募集していますので、多数お申し込みください。

〔開催期間〕

昭和六十一年五月～翌年二月
〔講座内容等〕
手芸を学ぼう・調理実習・講演・施設見学など月一回開設の予定

〔申込締切日〕 五月十日（土）

集落名	氏名
	世帯主
	電話番号

審判部員募集中

～村野球連盟から～

春の訪れとともに、野球シーズンの到来となりました。

中中之島村野球連盟審判部では、昭和61年度新たに審判員を希望される方を募集しています。

審判員を希望される方や、詳しいことを知りたい方は、早めに中之島村野球連盟事務局（中之島村公民館内）におたずねください。

